

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

平成 31 年 2 月 14 日

自治会館本館 301 会議室

出席者 理事本人の出席 13名
書面による出席 3名

開会 午後2時00分

開 会 宣 言

星総務課長が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 理事長職務代理者 久住副理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、昨年末に閣議決定された来年度政府予算案におきまして、国保制度改革に伴い平成30年度から追加投入されていた約1,700億円の国費については、保険者努力支援制度分として912億円が計上されるなど1,772億円確保されることとなりました。これにより平成27年度から先行実施されている低所得者対策拡充分1,700億円と合わせ、国保財政基盤を抜本的に強化するための3,400億円規模の財政支援が引き続き行われることとなります。国費による財政支援拡充は国保制度改革の前提であり、今回の財源確保は国保制度改善強化全国大会での決議をはじめ、我々国保関係者の取り組みの成果であると考えております。本会といたしましても、共同事業の範囲拡大、拡充により、保険者の国保事務の負担軽減、経費軽減を図るとともに、データを活用した健康づくり、重症化予防推進に向けて、これまで以上に保険者共同体としての役割を果たしていく所存であります。

最後になりましたが、本日の理事会は、平成31年度「事業計画」並びに「各会計予算案」などをご審議いただき、第145回通常総会に提出するものであります。後程、事務局より説明がありますので、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

議 事

【議長 久住副理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、私から指名させていただきます。三条市の國定市長さん、湯沢町の田村町長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、報告承認事項の(1)「役員の補充選任報告について」、事務局の説明をお願いします。

【事務局 岡田事務局長】

事務局長の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「報告承認事項」の(1)「役員補充選任報告」でございます。資料No.1、1ページをご覧ください。本会役員の退任に伴い、役員選任規定第4条の規定に基づき、県市長会、県町村会より記載の方々をご推薦いただき、本会役員に委嘱しましたことをご報告させていただきます。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項(1)につきまして、ご意見、ご質問をお聞きしたいと存じます。いかがでしょうか。

(質問等なし)

【議長 久住副理事長】

ご質問等がないようでございますので、報告のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

ご承認いただき、ありがとうございました。只今ご承認いただきました報告承認事項につきましては、この先の第145回通常総会に報告することといたします。

続きまして、議決事項に移ります。議決事項の(1)「規則等の一部改正等(案)について」、事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(1)「規則等の一部改正等(案)について」説明いたします。資料No.2、1ページの要旨一覧をご覧ください。

新規事業の開始に伴う規則等の制定・一部改正でございます。はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師療養費審査業務を新たに開始することに伴う、審査業務規則及び審査委員会規程を制定するものでございます。また、審査委員会の設置に伴い、本会公印規則に新たに公印を定める一部改正、診療報酬審査委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程に委員報酬等を追記する一部改正でございます。

次に、高額障害福祉サービス費等給付費支給処理業務を新たに開始することに伴う、障害者総合支援等市町村事務共同処理事業規則の一部改正でございます。

次に 1 ページ中段からは、取扱等の変更に伴う一部改正等でございます。昨年 7 月の理事会・総会におきまして、「総会・理事会の議事録の作成及び公表要領」について、ご承認をいただき制定させていただいたところでございますが、制定した総会・理事会の議事録の作成及び公表要領に、議事録公表の承認及び書面決議の取扱の規定を追記する一部改正でございます。

次に、育児短時間制度を新たに導入することに伴いまして、職員服務規則、育児休業に関する規則、給与規程及び退職手当の支給に関する規則並びに 2 ページに記載の給与規則につきまして、育児短時間制度導入に伴う規則・規程の一部改正でございます。なお、2 ページに記載の給与規則につきましては、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告による改正となり、給料表の増額改定や勤勉手当支給割合の引上げなどの一部改正を、併せて行わせていただくものでございます。

次に、診療報酬審査委員会規程に審査委員の担当に係る規定を追加する一部改正です。続きまして、新たに制定する、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ・指圧師審査委員会規程との整合性を図るための柔道整復師施術療養費審査会規程の一部改正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項の (1) につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住副理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議決事項の (2) となりますが、議決事項の (2) から (6) の 5 議題につきましては、通常総会に提出する議案となります。よろしくご審議のほど、お願いします。それでは、議決事項の (2) 「平成 30 年度各会計歳入歳出予算の補正 (案) について」、事務局の説明をお願いします。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項 (2) 「平成 30 年度各会計歳入歳出予算の補正 (案) について」資料 No.3、1 ページの各会計補正予算総括表 (案) にて説明いたします。

役職員退職手当特別会計歳入歳出予算第 1 次補正です。歳入・繰入金では、退職者の増により、55 万 7 千円の増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(2)についてご意見、ご質問をお聞きしたいと存じます。いかがでしょうか。

(質問等なし)

【議長 久住副理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりご承認いただき、通常総会に提出することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。ありがとうございました。

続きまして、議決事項の(3)「平成31年度事業計画(案)について」、議決事項(4)「平成31年度負担金及び手数料(案)について」、議決事項(5)「平成31年度各会計歳入歳出予算(案)について」の3議題について、関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項(3)「平成31年度事業計画(案)について」説明いたします。資料No.4の1ページをお開きください。

まず、第1基本方針でございます。国民健康保険制度は、制度施行以来、国民皆保険を根幹から支え、長きにわたり、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に大きく貢献をしてきたところでございます。しかしながら、国民健康保険は被用者保険と比べ、高齢者の加入割合や一人当たりの医療費水準が高く、保険料(税)の負担能力が低い加入者が多いことなど、構造的な問題を抱えており、国保保険者の財政は依然として、厳しい状況にあります。こうした中、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、今年度から都道府県が市町村とともに保険者となりまして、国保運営の中心的役割を担うなど、国保制度にとっては、半世紀ぶりといわれる大改正が行われました。これによりまして、国保に対する財政基盤の安定化に向けた措置として都道府県及び市町村に対する保険者努力支援制度が導入され、医療費適正化に向けた取組みの一層の強化が期待されているところでございます。一方では、平成29年7月に厚生労働省から「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」及び「支払基金業務効率化・高度化計画」が示され、保健医療分野におけるAIの活用推進やICTの活用などによる審査支払業務の高度化・効率化の取組みが進められています。こうした状況ではございますが、本会としましては、医療保険制度を取り巻く環境の変化を十分認識し、保険者の共同体としての負託に尚一層応えていくため、保険者ニーズを取り入れた共同事業の実施や、データを活用した保健事業を推進し、保険者事務の負担軽減や円滑な事業運営に資する事業展開を行ってまいります。本会の基幹業務であります診療報酬等の審査支払業務では、平成29年10月に国保中央会と全国の国保連合会で策定しました「国保審査業務充実・高度化基本計画」を着実に進め、審査支払業務の充実・強化に努めることはもとより、審査システムの強化、有効活用により審査業務の高度化を図り、国保財政の健全化・適正化に努めてまいります。2ページ

の上段をご覧ください。これらの事業の推進にあたっては、各種事業の適正化・効率化などによる経費の削減、財務の健全性と透明性の確保に努めるとともに、環境の変化に十分に対応できる職員の育成を図るなど、役職員が一体となって取組み、より一層保険者から信頼される国保連合会を目指してまいります。

次に、第2重点事項です。事業実施にあたり、取組みの柱として上段の囲みにあります7つの項目を重点項目といたしました。

1つ目でございますが、保険者ニーズを反映した共同事業の円滑な実施です。今年度実施した各種調査や共同事業検討委員会及び広報委員会の協議を踏まえ、各保険者に共通する事務の一元的処理による負担軽減と共同処理によるスケールメリットを活かした経費削減に寄与するため、既存事業の拡大など、保険者ニーズに合わせて、事業の見直しを図り、事業の円滑な実施を行ってまいります。実施事業につきましては、第三者行為損害賠償求償事務をはじめ、高額療養費支給勧奨通知の作成など、記載の13の事業を行ってまいります。

3ページをお開きください。2. 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化です。基本方針にも触れさせていただきましたが、「支払基金業務効率化・高度化計画」では、国保連合会の審査支払業務においても同時並行的に、支払基金改革と整合的かつ連携して取組むと明記されており、継続した議論がなされているところでございます。このように、審査支払機関の役割が変化していく状況の中、国の動向を注視しながら、審査支払業務の充実・強化に取組んでまいります。また、平成31年度から受領委任制度の開始に伴い、新たに実施します、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の審査業務については、確実かつ円滑な運用に努めるとともに、支払業務の開始に向け情報の整理、収集を行ってまいります。取組みの柱としまして、記載の(1)から(7)の項目を重点項目といたしまして審査担当職員の研修の実施や高点数レセプト重点審査及び職員の審査事務共助力の向上など審査業務の充実・強化に努めてまいります。

4ページをご覧ください。3. 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営でございます。(1) 診療報酬等審査支払業務をはじめ、記載の10の業務を受託し、各種業務について広域連合と十分な連携を図りながら円滑な業務運営に努めてまいります。

次に、4. 保険者が行う保健事業への支援です。保険者におかれては、被保険者の健康保持増進、医療費適正化に向け、データヘルス計画等を作成され、積極的に保健事業に取組まれているところでございます。こうした中、本会では、(1) 国保・後期ヘルスサポート事業をはじめ、5ページの上段(9) 健康教育教材等の貸し出しなど、8つの事業を実施し、保健事業支援を行ってまいります。

次に、5. 介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営です。高齢者の増加に伴い、介護認定者も増加し、介護給付費も年々増加している状況です。こうした中、介護保険審査支払システムを活用し、確実な審査支払業務を行うとともに、介護給付適正化対策事業の充実を図り、保険者支援業務の円滑な運営に努めてまいります。

次に、6. 各制度のシステム機器更改における安定稼働・確実な運用についてです。平成31年度は、特定健診、介護保険給付費審査支払及び障害者総合支援給付審査支払並びに後期高齢者医療請求支払等、各システムの機器更改を実施いたします。安定稼働に努めますとともに、円滑な業務の実施に向け確実な運用を行ってまいります。

次に、7. 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底です。本会では、「保険者の共同体として国民健康保険の発展に貢献する」との基本理念に基づき、「スキル向上」「モラル向上」「目標達成に向けて行動する」を目標に掲げ、各種研修等を企画し、職員一人ひとりの意識改革と意欲の高い人材の育成を目指し、取組みを進めてまいります。また、コンプライアンスの徹底を図るため、

適時コンプライアンス委員会を開催し、委員会を通じて職員に対して啓発を行い、人材育成に関する各種研修会の実施など、記載の6項目を実施いたします。

6ページをご覧ください。第3実施事業でございます。1つ目といたしまして、会務の運営でございます。会務運営を円滑に行うため、機関会議として記載の5つの会議を、また、諮問会議といたしまして、2つの委員会を開催します。

次に、2.協議会等の開催でございます。主に、国保運営協議会連絡会関係の総会・研修会等を開催してまいります。

続きまして、3.国民健康保険制度改善強化運動の推進でございます。国民健康保険制度改善及び財政基盤の強化と事業の円滑な運営を図るため、地方6団体及び国民健康保険中央会等が主催する国保制度改善強化全国大会に参加し、その宣言・決議事項に基づき、保険者、関係団体と連携し、国に要請を行ってまいります。

次に、4.広報宣伝事業でございます。平成30年度に設置しました広報委員会におきまして、各種の広報事業や新たな共同事業の実施に向けた協議・検討を行いますとともに、保険者に対しまして諸情報の提供と被保険者に対しまして広報・啓発活動の推進に努めてまいります。実施事業については、6ページ下段(1)国保新聞の発送から7ページ上段の(8)広報委員会の開催・新規広報事業の提案など記載の8つの事業を行ってまいります。

次に、5.特定健診・特定保健指導等に関する事業です。国保被保険者・後期高齢者医療被保険者に係る特定健診及び特定保健指導の費用について、特定健診等データ管理システムを運用し費用決済を行ってまいります。

6.診療報酬等審査支払に関する事業です。審査支払に関する事業については、重点事項2診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化に掲げるものの他、記載の診療報酬審査委員会の開催運営をはじめ、5つの事業を行ってまいります。

次に、7.共同電算処理事業です。国保総合システムを運用し、記載の国保共同電算処理システム、保険者レセプト管理システムを活用いたしまして、各保険者に共通する事務の一元的処理により、事務処理の効率化と経費削減を図ってまいります。

8ページをご覧ください。8.介護給付費等審査支払に関する事業です。介護給付費等審査支払に関する事業については、重点事項5介護保険関連業務並びに障害者総合支援給付費審査支払等業務の円滑な運営に掲げるものの他、介護給付費等審査委員会の開催をはじめ、記載の3つの事業を行ってまいります。

9.個人情報等の保護・管理の徹底についてです。審査支払業務及び保険者からお預かりする重要な個人情報並びに特定個人情報の取扱いに際しては、法令、本会規則及びプライバシーマーク制度に係る個人情報保護マネジメントシステムの運用マニュアル等に基づき、個人情報等の厳正な保護・管理に努めてまいります。また、職員研修を実施し、職員の個人情報等に対する意識づけの徹底を図ってまいります。

続きまして、議決事項(4)「平成31年度負担金及び手数料(案)について」説明いたします。資料No.5の1ページをお開きください。平成31年度の負担金及び手数料改定でございます。

1の平成31年度改正となる負担金として、求償事務受益者負担金でございます。これは、国保法第64条、高確法第58条及び介護保険法第21条に基づく第三者行為傷病と損害賠償請求権に関する事務においては、近年、国から事業の健全な運営の確保等を目的に取組み強化に係る通知が発出され、また、保険者努力支援制度においても、各保険者における求償事務の取組みに係る評価指標が設けられるなど、国の施策として取組みの強化が図られています。そのような中、本会におきまし

ても当該通知、保険者努力支援制度導入等に基づき、一層の保険者支援を図るべく、事務担当者を増員し、今年度から取組み強化にかかる第三者求償業務の拡大を行ってまいりました。これに伴いまして、事業経費が増加し、事業費の収入財源として保険者からご負担いただいている現行の負担率では、経常的な収支赤字が見込まれることから、現在、求償事務受益者負担金については、平成4年度より前々年度の求償実績額、これは保険者への送金額でございますが、実績額の3%をいただいておりますが、平成31年度から前々年度求償実績額の5%への増額改定をお願いするものでございます。

2つ目といたしまして、消費税増税に伴い改正となる手数料として、国保情報集約システム運用手数料でございますが、総額で平成30年度の6,968万3,599円を、平成31年度は7,007万4,618円とさせていただきます。これは、平成31年10月に予定されている消費税の増税分を加算させていただきます。

次に、2ページをご覧ください。平成31年度負担金及び審査支払手数料等一覧(案)であります。各種負担金については、求償事務受益者負担金を除き、前年度同額をお願いするものでございます。

3ページをお開きください。2. 審査支払手数料等から5ページの6. 障害者総合支援審査支払手数料については、前年度同額をお願いするものですが、3ページ2. 審査支払手数料等の表の下段に記載のレセプト電算処理システム関係負担金については、備考欄にありますように、平成31年度から国保総合システム負担金分が5銭、レセプトオンライン請求システム負担金分が1銭、それぞれ増額されますが、保険者負担は据え置き、増額分6銭は予算内で運営させていただきます。4ページですが、4. 後期高齢者医療審査支払手数料等の表の中段に記載のレセプト電算処理システム特別分金につきましても、備考欄に記載のとおり、レセプトオンライン請求システム分が1銭、レセプト審査支払システム分が5銭、それぞれ増額されますが、保険者負担は据え置き、増額分6銭は予算内で運営します。また、表の上から三段目の二次点検手数料、表の下から2段目の後発医薬品差額通知書手数料の括弧内の金額は増税後の金額となります。

6ページをお開きください。7. 特定健診・保健指導手数料でございますが、表の下から2段目の中央会システム負担金の特定健診等データ管理システム負担金については、平成31年度から68銭増となります。備考欄に記載の負担金37円24銭のうち、保険者負担については23円12銭に据え置き、14円12銭は予算内で運営させていただきたいと思っております。また、表の一番下でございますが、国保中央会へ支払う保健事業等保険者支援負担金は、備考欄に記載のとおり、平成31年度からKDB分が5円88銭増額となりますが、負担金11円99銭はこれまで通り予算内で運営します。

7から8ページをお開きください。8. 共同事業手数料です。表の下から2段目、高額療養費支給額奨励通知作成手数料ですが、平成30年度は1通あたり166円32銭でしたが、平成31年度は、参加保険者の増により、大幅な作成通数の増加が見込まれるため、増税前の手数料を54円とさせていただきます。なお、その他の共同事業手数料に関しましても、消費税増が予定される平成31年10月以降に増税分を加算させていただくものでございます。

続きまして、議決事項(5)「平成31年度各会計歳入歳出予算(案)について」説明させていただきます。資料No.6の1ページをお開きください。会計ごとの総括表にて説明させていただきます。

まず、一般会計です。対前年度比7,995万2千円の増で本年度4億4,815万4千円の予算となっております。事業費の予算規模といたしましては、概ね前年度と同規模となっております。主な増額要因といたしましては、特定健診システム機器更改に伴う積立金繰入金の増であります。

次に、各特別会計ですが、診療報酬審査支払特別会計から特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計までの5つの特別会計には、それぞれ支払勘定がございます。支払勘定につきましては、国

民健康保険診療報酬費と後期高齢者医療診療報酬費であり、介護保険事業と障害者総合支援事業の給付費であります。また、特定健診・特定保健指導等にあつては、健診等の費用でございます。いずれの各支払勘定の予算編成にあつては、過去3年間の支払実績及び平成30年度の決算見込等を踏まえ予算計上しております。

次に、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定ですが、対前年度比7,196万8千円減の14億8,384万3千円となっております。主な要因といたしましては、取扱件数の減少に伴う手数料収入の減、平成30年度に国保総合システムの機器更改が完了したことに伴う経費の減少及び指定公費廃止による連合会補助金の減少などによるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。前年度と概ね同規模の事業・予算内容となっておりますが、対前年度比2億5,155万7千円増の15億2,849万3千円となっております。主な増額要因としましては、取扱件数の増加に伴う手数料収入の増及び後期高齢者医療請求支払システムの機器更改に伴う経費の増加によるものでございます。

次に、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定です。前年度と概ね同規模の事業・予算内容となり、対前年度比100万円増の3億6,793万1千円となっております。

続きまして、障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定です。対前年度比1,153万3千円減の7,837万9千円となっております。主な要因として、平成30年度において、審査支払手数料単価を30円引き下げたことに伴い、前年度繰越金が減額となったものでございます。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定です。対前年度比1億3,591万6千円増の3億971万7千円となっております。増額の主な要因としましては、特定健診等データ管理及び独自システムの機器更改に伴う経費の増でございます。

次に、役職員退職手当特別会計です。対前年度比1,198万5千円増の6,212万9千円となっております。平成31年度の退職予定者は1名でございます。

以上、平成31年度予算総額は、対前年度比86億165万6千円増の7,262億4,194万円6千円でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項の(3)から(5)の3議題につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(意見等なし)

【議長 久住副理事長】

ご意見等がないようでありますので、議決事項の(3)から(5)の3議題につきまして、一括してお諮りいたします。原案どおりご承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。ありがとうございました。
次に、議決事項の(6)「表彰規程に基づく国保永年勤続表彰者の選考(案)について」、議決事項

(7)「第 145 回通常総会の開催日程（案）について」の 2 議題について、一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、議決事項 (6)「表彰規程に基づく永年勤続表彰者の選考（案）について」説明いたします。資料No.7、2 ページ、3 ページをお開きください。表彰については、総会において行うものでございます。今年度の被表彰候補者は、ご覧のとおり、18 名の皆様方でございます。選考のほど、よろしく願いいたします。

次に、議決事項 (7)「第 145 回通常総会の開催日程（案）について」です。資料No.8 でございます。第 145 回通常総会を、平成 31 年 2 月 28 日木曜日、午後 1 時 30 分から自治会館本館 2 階 201 会議室において開催するものでございます。本日、協議いただいた案件についてご審議いただくものでございます。以上、よろしく願いいたします。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の (6) (7) の 2 議題につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

【議長 久住副理事長】

ご質問等がないようでございますので、議決事項の (6) (7) の 2 議題につきまして、一括してお諮りいたします。原案のとおりご承認いただきたいと思います存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住副理事長】

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。なお、只今決定された表彰者につきましては、通常総会の場において、表彰する予定としております。

続きまして、議決事項の (8)「理事長の互選について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、資料No.9、1 ページをご覧ください。前理事長である渡邊聖籠町長の退任に伴いまして、本会規約第 22 条により、本理事会において新たな理事長を互選するものでございます。理事長の任期につきましては、現役員任期の残任期間であります平成 31 年 7 月末日までとなります。なお、これまでの正副理事長会議におきまして、理事長の選任につきましては、「市長会・町村会で必ずしも会長にこだわらず協議するものとする。」との申合せ事項がありますことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

【議長 久住副理事長】

只今、事務局より理事長選任に関する規定等の説明がりましたが、申合せ事項として「市長会・町村会で必ずしも会長にこだわらず協議するものとする。」とあるようですが、ご意見等がございま

したらお願いいたします。

【小林副理事長】

理事長については、審査支払機関改革等の影響から連合会が重要な時期であること、また健康なまちづくりに先進的に取組み、保健事業等に精通されている、現在、理事長職務代理者である久住副理事長から理事長に就任いただくことをご提案申し上げます。

【議長 久住副理事長】

只今、小林副理事長よりご意見がありました。他にございますでしょうか。

(意見等なし)

【議長 久住副理事長】

ご意見がないようですので、新たな理事長には私が就任するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

ありがとうございました。それでは、皆さんからご承認いただきましたので、理事長就任にあたり、ひとこと、ご挨拶をさせていただきます。

小林副理事長からもお話のありましたとおり、本会は非常に重要な時期を迎えております。このような状況の中、一層保険者の皆様からの負託に応えられるよう、健全な事業運営に努めてまいり所存であります。今後とも、皆様からのお力添えのもと、精一杯努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、私の理事長就任に伴い、空席となる副理事長の選任について、事務局から説明があるようですので、説明を求めます。

【事務局長 岡田事務局長】

久住副理事長の理事長就任に伴いまして、空席となります副理事長について、本会規約第23条により、本理事会において新たな副理事長を互選するものでございます。副理事長の任期につきましても、現役員任期の残任期間であります平成31年7月末日まででございます。なお、副理事長の選任につきましても、これまでの正副理事長会議での申合せとして3つございます。1つ目は、「現職を優先する。」、2つ目として「市長会・町村会の会長若しくは副会長が副理事長となる。」、3つ目としまして「市町村長在職年数を優先する。」との申合せ事項がありますことをご報告させていただきます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局より副理事長選任に関する説明がございましたが、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【小林副理事長】

申合せ事項にあるとおり、副理事長につきましては、「市長会・町村会の会長若しくは副会長」ということでございますので、現連合会理事であり、市長会の副会長である伊藤五泉市長さんから副理事長にご就任いただくことを提案いたします。

【議長 久住理事長】

只今、小林副理事長よりご意見がありました、他にございますでしょうか。

(意見等なし)

【議長 久住理事長】

ご意見等がないようですので、新たな副理事長には伊藤五泉市長に就任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

それでは伊藤市長より、ひとことご挨拶いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【伊藤副理事長】

副理事長という大役ではございますが、他の理事の皆さんからご協力いただきながら、誠心誠意努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

【議長 久住理事長】

伊藤市長、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。折角の機会でございますので、他に何かございましたらお願いいたします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ないようでありますので、以上をもちまして議事を終了いたします。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認いただきましたことに感謝を申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。

大変、ありがとうございました。

閉会 午後2時40分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

平成 31年 4月 25日

議長

久保 時男 

平成 31年 3月 20日

署名理事

國定 勇人 

平成 31年 3月 27日

署名理事

田村 正幸 

